

○浜田市議会議員政治倫理条例

平成20年6月20日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。

2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。

3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守等)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(4) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、

また同様とする。

- 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(請負契約に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛を求めるよう努めるものとする。

(審査請求)

第5条 議員は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、議員2人以上が連署する書面により行わなければならない。

(審査会への審査要請)

第6条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。

(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)

第7条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。

(審査会の委員)

第8条 審査会の委員は、11人以内とする。

- 2 委員は、議長が議員のうちから任命する。
- 3 委員の任期は、議員の任期とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類(以下「資産報告書等」という。)の提出を求めることができる。

3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。

(議員の協力義務)

第10条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。

(釈明の機会の保障)

第11条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(虚偽報告等の公表等)

第12条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第15条に準じた措置を講ずることができる。

(審査結果の報告等)

第13条 審査会は、第6条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他により審査をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。

(調査審議手続等の非公開)

第14条 審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。ただし、出

席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。

(政治倫理基準違反に対する措置)

第15条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。

(審査結果の尊重)

第16条 審査対象議員は、第13条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(贈収賄罪等の刑確定後の措置)

第17条 議会は、議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条の罪(議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。)により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。